

福井市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年1月30日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	青	木	幹	雄
福井市監査委員	玉	村	正	人

1 監査の種類

工事監査（建築）

2 監査の対象

酒生小学校体育館長寿命化改修（設備）工事

工事主管課：建設部 営繕課

3 監査の着眼点

- (1) 建設等工事が、市の施策に基づいて、経済的かつ効率的に行われているか。
- (2) 設計、施工等が関係法令に基づき、適正に行われているか。
- (3) 安全への取組が適切に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査の実施に当たっては、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の实地調査を行った。

なお、対象工事の設計及び技術面の調査については、公益社団法

人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、同法人から派遣された技術士の協力を受けた。

(2) 監査の実施期間

令和5年9月14日から令和6年1月16日まで

(現地調査日：令和5年12月6日)

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていることを認めた。